

幸区地域みまもり支援センター遊具貸出要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、幸区地域みまもり支援センター（以下「支援センター」という。）において管理している遊具（以下「遊具」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第 2 条 支援センターは、「地域の子どもたちの健やかな成長を支えることを目的として遊具を使用する」次の各号のいずれかに該当する個人・団体に貸出すものとする。

- (1) 幸区内に在住する乳幼児をもつ家族
- (2) 幸区内で子育て支援活動を行う団体、機関等
- (3) その他、幸区役所地みまもり支援センター長（以下「支援センター長」という。）が特に必要と認める団体、機関等

(貸出手続)

第 3 条 遊具の貸出しを受けようとする者は、貸出希望期間の初日の 7 日前の日までに「幸区地域みまもり支援センター遊具借用申請書」（別記様式第 1 号）を支援センター担当部長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、貸出希望期間初日の 3 箇月前の月の 1 日から提出することができる。

3 支援センター担当部長は、貸出の可否を審査決定し、承諾したときは「幸区地域みまもり支援センター遊具使用許可書」（別記様式第 2 号）を交付するものとする。

(貸出期間)

第 4 条 遊具の貸出期間は、7 日以内とする。ただし、遊具の貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）があらかじめ支援センター担当部長の承認を得た場合は、この限りでない。

(転貸・譲渡の禁止)

第 5 条 使用者は、貸出しを受けた遊具を転貸又は譲渡してはならない。

(遊具の管理)

第 6 条 使用者は貸出しを受けた遊具は遊具としての使用方法を厳守し、届出の使用目的に従って使用しなければならない。

2 使用後は清掃した上、良好な状態で返却しなければならない。

3 借用時と返却時には、遊具の状態を支援センター職員立会いのもと確認しなければならない。

(損害又は紛失の届出)

第 7 条 使用者は貸出しを受けた遊具を破損、又は紛失した場合は、速やかにその旨を支援センター長に届け出なければならない。

2 前項の破損又は紛失の理由が故意又は使用者の管理が不十分なために生じたものであるときは、使用者は、損害の実費を賠償しなければならない。

3 遊具の使用中に生じた責任は、使用者が負うものとする。

(費用の負担)

第 8 条 遊具の貸出料は無償とする。

2 遊具の搬送及び貸出期間中の維持管理等に要する経費は、使用者の負担とする。

(貸出中止)

第 9 条 支援センター長は、使用者が貸出期間中に本要綱に違反した場合、又はその他特に必要と認めたときは、遊具を返却させることが出来る。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、支援センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 26 日から施行

附 則

この改正要綱は、平成 25 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。